

# 12月3日(金)から9日(木)は「障害者週間」です

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

障がいの種類や程度はひとりひとり違います。そして、障がいは事故や病気により誰にでも生じるものです。また、外見ではわからない不自由さを抱えている人もいます。この機会に障がい者福祉への理解と関心を深め、共にあらゆる分野への社会参加を積極的に推進しましょう。

## ご存じですか？「障害者差別解消法」

障害者差別解消法では、国や市町村などの行政機関、会社、お店などの民間事業者に障がいを理由とする「不当な差別的扱い」をしないことや「合理的な配慮の提供」をすることが求められています。

### ★「不当な差別的扱い」とは

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否することや、障がいのない人にはつけない条件をつけること。



(例)  
車いすを利用して  
いることを理由に  
入店や施設の利用  
を断る。



(例)  
障がいがあり、書類の  
読み上げや筆談を希望  
したが、受付の後回しや  
拒否をして対応しても  
られない。

### ★「合理的配慮の提供」とは

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担が重すぎない範囲で対応すること。



(例)  
段差がある場合に  
補助をする。



(例)  
書類の内容の読み上げ  
や筆談、絵カードなどを  
活用してコミュニケーシ  
ョンの方法を工夫する。

## わかりあい、共に支え合う社会をめざして

富士見町では、今年8月に「Shere Your Light あなたは、きっと、誰かの光だ」をコンセプトに、東京2020パラリンピック聖火フェスティバル「採火式・縄文の生命の火ビジット」を井戸尻史跡公園で行い、様々な団体や人が参加し、人と人、人と社会のつながり、支え合いを考える機会として開催することができました。



### 障がいがあることで 差別をうけたらご相談ください

障がいを理由として、嫌なことなどが起きたときはご相談ください。

【相談窓口】

住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144